

組合だより

発行 富士市神戸土地区画整理組合
(富士市役所市街地整備課内事務局)

富士市神戸土地区画整理組合広報誌 第13号 平成20年10月発行 Tel 51-0123 内線2682



◇前号(第12号・H20年4月発行)から現在までの事業の報告について

- 1 役員会(平成20年10月までの間に6回)
- 2 第5回総会 平成20年8月24日

上記のうち、第5回総会について報告いたします。

<第5回総会>

- 議第1号 総代の補欠選挙について
- 議第2号 平成19年度事業報告について
- 議第3号 平成19年度収入支出決算の報告について

議第1号について、総代2名の欠員に伴い、この度2名の総代の補欠選挙が行われました。第5回総会にて議決承認された総代は下記のとおりです。

- 12組代表 中村 宏 氏
- 13-2組代表 若林 富彦 氏

上記の議第1号～議第3号は出席組合員の皆様に承認されました。



<第5回総会の様子>



◇調整池完成のお知らせ

平成18年度に着工した調整池築造工事は、皆様のご協力により、平成20年9月で完成しました。調整池が完成しましたので、本組合としては、今まで以上に宅地造成及び保留地販売を促進していきたいと考えています。今後ともご協力をお願いします。

<調整池の北東側から南西側を望む>



<調整池の南側から東側を望む>



◇個人換地の分譲について

今回の区画整理を機に、自らの換地を宅地分譲等、開発したいと考えている組合員は下記の点にご注意ください。

- 1 神戸土地区画整理地区内は、第一種低層住居専用地域という用途地域です。
- 2 他の開発行為と同様に、富士市の開発基準を守るように指導しています。
- 3 区画整理地区内で建築行為等を行う際には、土地区画整理法第76条の申請が必要です。(詳しくは、市役所の市街地整備課内事務局までお問い合わせください。)

◎富士市の開発基準とは？



「富士市開発許可運用及び技術基準」の中で、1000㎡以上の土地を分譲する場合、第一種低層住居専用地域については、200㎡以上の土地を6割以上(最小165㎡)確保して分譲するという基準があります。

■ 200㎡以上の土地を6割以上確保の例(6区画 / 10区画 以上)

200㎡ 以上	200㎡ 以上	200㎡ 未満	200㎡ 未満	200㎡ 以上
200㎡ 以上	200㎡ 以上	200㎡ 未満	200㎡ 未満	200㎡ 以上

※200㎡未満の土地についても、165㎡以上という最小面積の基準があります。

◇曳家工事の見学会について

曳家工事の見学会が、曳家移転を行った武田さんの協力により、平成20年9月21日、24日の2日間で行われました。21日は地元の組合員を対象にした見学会、24日は神戸小学校の5年生を対象にした見学会が開催されました。今回の見学会の様子は、10月1日(水)の静岡朝日テレビのとびっきり静岡でも放映されました。

<9月24日の神戸小学校の5年生を対象にした曳家見学の様子>



土地について相続、売買、贈与等で所有権の変更がある方は事前に事務局(Tel51-0123 内線2682)までご連絡ください。